

○電波法関係審査基準（平成十三年総務省令第六十七号）の一部を改出す件の備考  
新旧对照表

（傍線部分は改正部分）

名　　印　　捺	職　　行
別紙1 無線局の局種別審査基準 第8 航空局	別紙1 無線局の局種別審査基準 第8 航空局
1 (略)	1 (略)
2 無線設備の設置場所及び移動範囲は、次の条件に適合するものであること。	2 無線設備の設置場所及び移動範囲は、次の条件に適合するものであること。  (1)～(4) (略)  (5) 当該無線局と同一通信系であって、同一周波数を使用する他の無線局がある場合には、サービスエリアが必要以上に重複せず、かつ、有効なサービスエリアを維持するのに適した場所であること。ただし、他の飛行援助用航空局（他の飛行援助航空局の補助のために使用するものを除く。）の補助として同一飛行場の敷地内で使用する場合であって、他の無線局に混信等の問題がないことの確認がなされている場合はこの限りでない。
(6)～(8) (略) 3・4 (略)	(6)～(8) (略) 3・4 (略)
別紙2 (第5条関係) 無線局の目的別審査基準 第1 航空海上関係 1～5 (略)	別紙2 (第5条関係) 無線局の目的別審査基準 第1 航空海上関係 1～5 (略)
6 スポーツ・レジャー用 (1)・(2) (略) (3) 携帯局 ア (略) イ 通信の相手方は、スポーツ・レジャー用の目的で使用す	6 スポーツ・レジャー用 (1)・(2) (略) (3) 携帯局 ア (略) イ 通信の相手方は、免許人所属の携帯局であること。

る携帯局であること。

ウ・エ (略)

7・8 (略)

9 飛行援助用(航空局に限る。)

(1) (略)

(2) 移動するものでないこと。ただし、本条件を満たす無線局の補助として同一飛行場の敷地内で使用する場合であって、他の無線局に混信等の問題がないことの確認がなされている場合はこの限りでない。

(3) (略)

(4) 空中線電力は、業務覆域(当該航空局から半径 10NM、高度 3000ft の空域を標準とする。)内において電界強度が  $75 \mu V / \angle m$  を下回らないものであること。ただし、本条件を満たす無線局の補助として同一飛行場の敷地内で使用する場合はこの限りでない。

(5) • (6) (略)

ウ・エ (略)

7・8 (略)

9 飛行援助用(航空局に限る。)

(1) (略)

(2) 移動するものでないこと。

(3) (略)

(4) 空中線電力は、業務覆域(当該航空局から半径 10NM、高度 3000ft の空域を標準とする。)内において電界強度が  $75 \mu V / \angle m$  を下回らないものであること。

(5) • (6) (略)